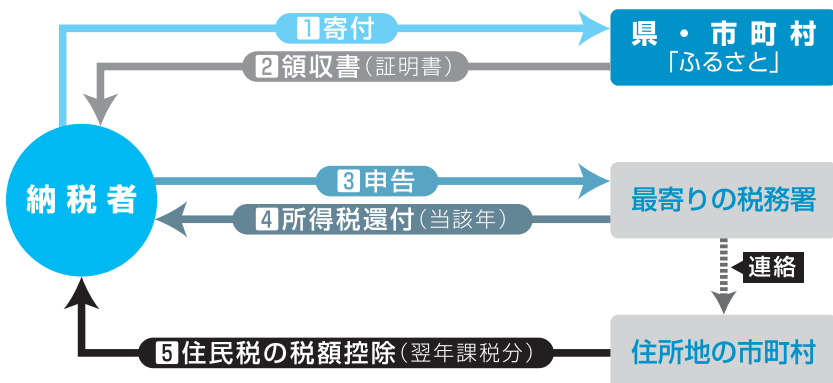
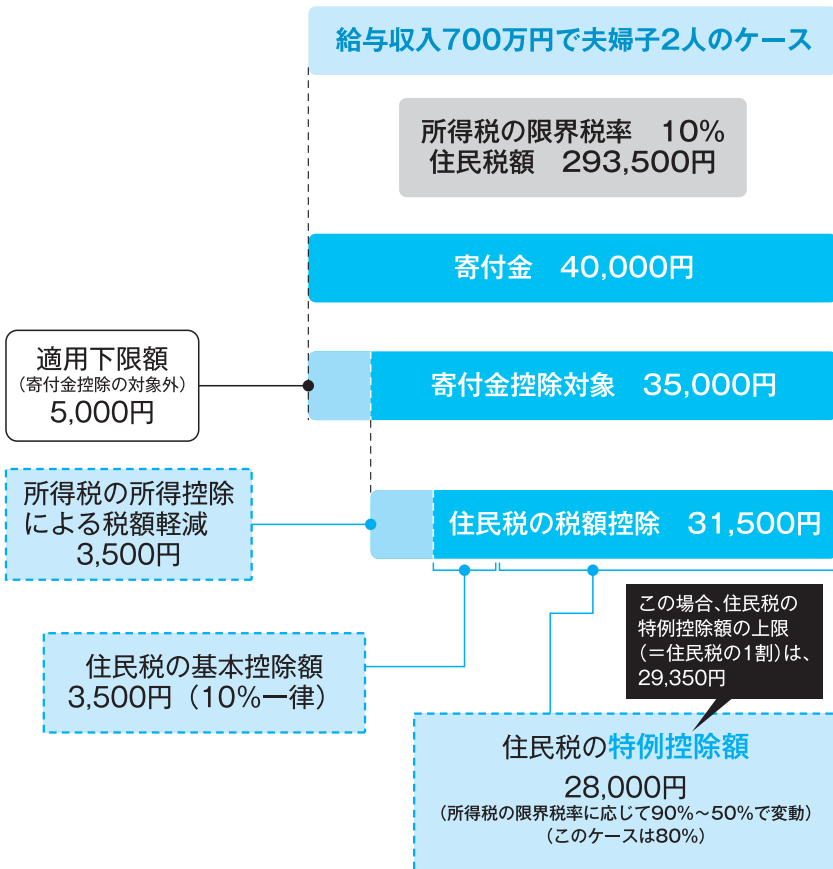


# 江田島市ふるさと納税誕生!

## ふるさと納税の流れ



## 寄付金控除の計算イメージ(具体例)



注) 特例控除額(住民税額の1割)を超えても基本控除額は適用されますが、地方公共団体以外に対する寄附金とあわせて、住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の限度額(控除対象限度額)は総所得金額等の30%です。

※県のホームページに計算式があります。

※問い合わせ先：税務課 ☎ 0823 (40) 2765

## ふるさと納税とは

「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」へ貢献したい、という気持ちを持つ納税者が、「ふるさと」を想う市町村や県に寄附を行った場合、寄附金額の5,000円を超える部分について、個人住民税額の1割程度を上限として、個人住民税額が軽減される制度です。

- ①控除対象者 個人住民税(個人県民税・個人市町村民税)の納税義務者
- ②控除対象となる地方公共団体の範囲 すべての都道府県、市町村(自由に寄附先を選択できます)
- ③控除方式 税額控除方式 ※所得税については、従前と同じく所得控除方式です。
- ④控除税額等について 個人住民税所得割額のおおむね1割を上限として、寄附金額の5,000円を超える部分について税額控除されます。(所得税の所得控除とあわせて控除)

## 可決した主な議案

### 江田島市ふるさと寄附条例

江田島市を応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の江田島市に対する想いを実現化することにより、多様な人々の参加による個性豊

かな活力ある、ふるさとづくりを目指すため。

### 江田島市ふるさと応援基金条例

江田島市ふるさと寄附条例に基づき、寄附された寄附金を適切に管理運用するため。

### 江田島市立学校設置条例の一部を改正

江田島中学校が、平成20年9月1日に現在地から小用小学校跡地に新築移転することによる。

新住所 江田島市江田島町小用 一丁目13番1号



▲ 建設中の新江田島中学校



▲ 定例会開会中の議場

平成20年第3回定例会は、6月18日に招集され、27日までの10日間の会期で開かれました。

初日の18日には、市長の市政報告及び議長報告があった後、2日間にわたって11人の議員が一般質問を行い、市政全般について市当局の考えをただしました。

6月19日には、繰越明許費に関する報告4件、専決処分報告と承認2件、ふるさと寄附条例、ふるさと応援基金条例及び江田島市立学校設置条例の一部改正と補正予算案など10議案について審議を行い、いずれも原案どおり可決しました。

次に、議員発議による意見書(案)4件を可決し、散会しました。